

# 1. 検討経緯

---

立野<sup>たての</sup>ダム建設事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から九州地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

九州地方整備局では、検証要領細目に基づき、立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 15 日に設置し、検討を進めるに当たっては、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表 1.2.2 に示すとおり計 3 回の検討の場を開催し、立野ダム建設事業における洪水調節の目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成 23 年 10 月 17 日から 11 月 15 日まで、「複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出」を対象としたパブリックコメントを行った。

立野ダム建設事業の検証に係る検討フローについて図 1.1.1 に示す。

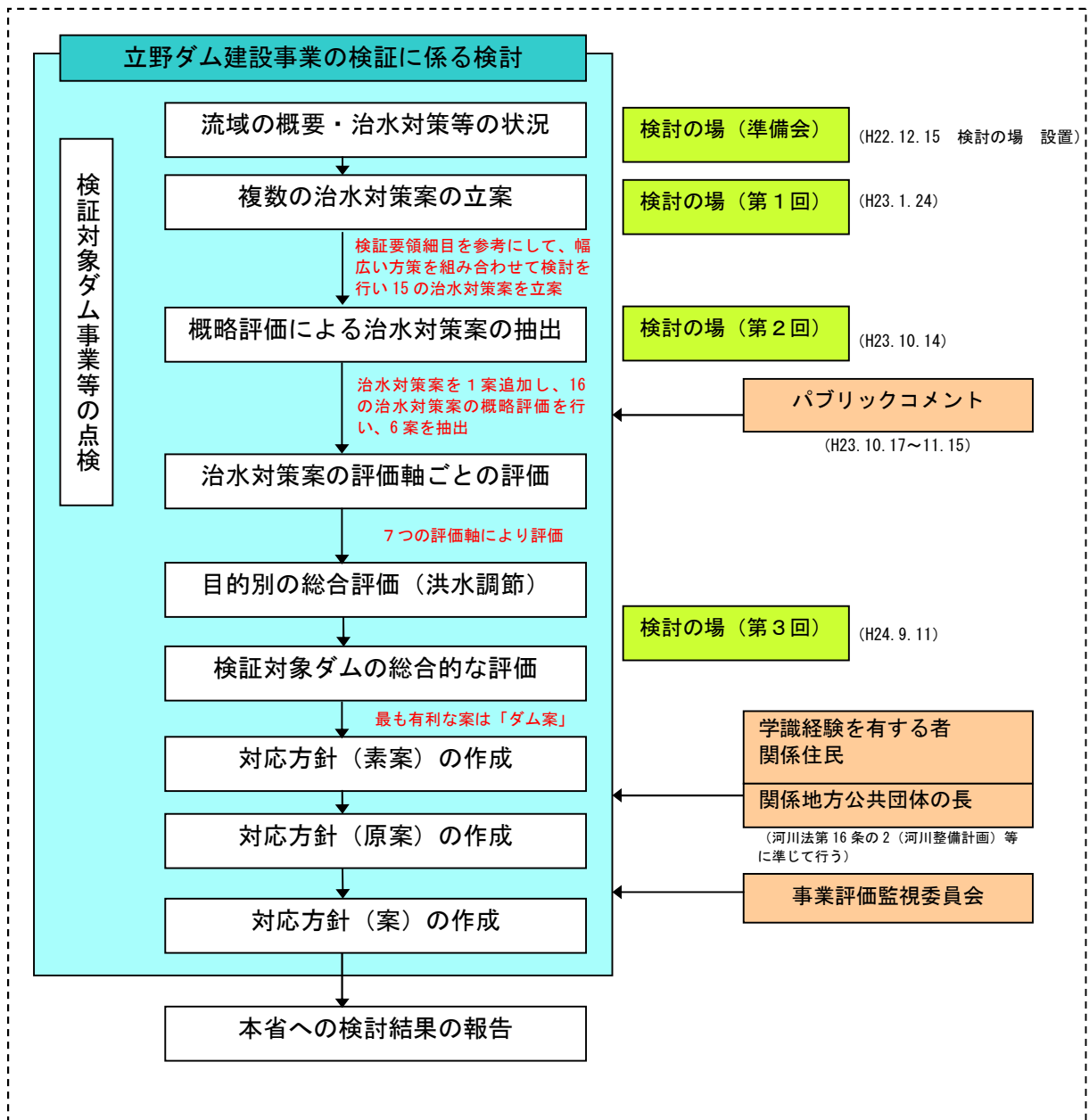


図 1.1.1 立野ダム建設事業の検証に係る検討フロー

## 1.1 検証に係る検討手順

立野ダム建設事業の検証に係る検討（以下「立野ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、事業の投資効果に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2.に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

次に、立野ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価の検討を行い、最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行った。これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

### 1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

#### (1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは、立野ダムを含む案として、その他に立野ダムを含まない方法による15案、計16案の治水対策案を立案した。その結果等は4.2.1～4.2.3に示すとおりである。

#### (2) 概略評価による治水対策案の抽出

立野ダムを含まない15案の治水対策案について、概略評価を行い、立野ダムを含む6案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は4.2.4に示すとおりである。

#### (3) 治水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した6案の治水対策案について、7つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.2.5～4.3に示すとおりである。

### 1.1.2 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、立野ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.4に示すとおりである。

### 1.1.3 費用対効果分析

費用対効果分析について、洪水調節に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。その結果等は5.に示すとおりである。

## 1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

### 1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

立野ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成22年12月15日の準備会において設置し、その後平成24年9月11日までに検討の場を3回開催した。その結果等は6.1に示すとおりである。検討の場の構成を表1.2.1に、検討の場の実施経緯を表1.2.2に示す。

表 1.2.1 検討の場の構成

	所属等
構成員	くまもと 熊本県知事 くまもと 熊本市長 あそ 阿蘇市長 おおつ 大津町長 きくよう 菊陽町長 たかもり 高森町長 みなみあそ 南阿蘇村長 にしはら 西原村長
検討主体	九州地方整備局長

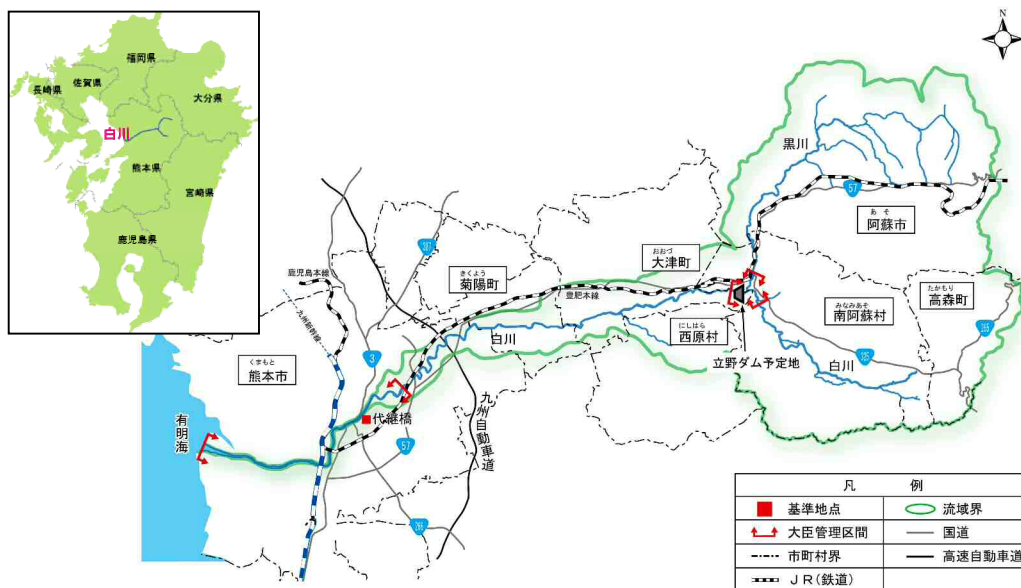


図 1.2.1 白川水系流域図

表 1.2.2 検討の場の実施経緯

(平成 24 年 9 月 11 日現在)

年 月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	・ 国土交通大臣から九州地方整備局長に指示
平成 22 年 12 月 15 日	検討の場（準備会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ（案）」について</li> <li>■ 規約・構成員について</li> <li>■ 白川流域及び立野ダムの概要について</li> <li>■ 検証に係る検討の進め方について</li> </ul>
平成 23 年 1 月 24 日	検討の場（第 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 立野ダム建設事業の点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費、工期</li> </ul> </li> <li>■ 治水対策案の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の治水対策案への 2 6 方策の適用性</li> </ul> </li> </ul>
平成 23 年 10 月 14 日	検討の場（第 2 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 立野ダム建設事業の点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の前提となっているデータ等の点検方法</li> </ul> </li> <li>■ 治水対策案の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の治水対策案の立案</li> <li>・ 概略評価による治水対策案の抽出</li> </ul> </li> <li>■ パブリックコメントの実施について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「複数の治水対策案の立案」「概略評価による治水対策案の抽出」を対象</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 9 月 11 日	検討の場（第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 立野ダム建設事業の点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の前提となっているデータ</li> <li>・ 堆砂計画、事業費</li> </ul> </li> <li>■ パブリックコメントで頂いた意見について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントで頂いた意見の紹介</li> <li>・ パブリックコメントで頂いた意見に対する検討主体の考え方</li> </ul> </li> <li>■ 治水対策案の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントを踏まえた複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出</li> <li>・ 治水対策案の評価軸ごとの評価</li> <li>・ 治水対策案の総合評価（案）</li> </ul> </li> <li>■ 検証対象ダムの総合的な評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立野ダム建設事業の総合的な評価（案）</li> </ul> </li> <li>■ 意見聴取等の進め方について</li> <li>■ 「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）案」について</li> </ul>

### 1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成23年10月17日から平成23年11月15日までの30日間に「複数の治水対策案の立案」、「概略評価による治水対策案の抽出」を対象としたパブリックコメントを行い、延べ個人10名、団体1団体からご意見を頂いた。その結果は、6.2に示すとおりである。

### 1.2.3 意見聴取

今後、河川法第16条の2等に準じて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

### 1.2.4 事業評価

今後、九州地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

### 1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場及びパブリックコメントの実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局ホームページで公表した。
- ・ 検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局ホームページで公表した。